

河川敷地占用許可準則における「駐輪場」の取り扱いについて (情報提供)

国土交通省
水管理・国土保全局
水政課企画係

先般、内閣府地方分権改革推進室が行った「平成26年地方分権改革に関する提案募集」において、金沢市より次のような提案を受けました。

- ・ 現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。

本提案に対する基本的な考え方について、下記の通り情報提供いたしますので、今後、貴職管内の市町村より同様の問い合わせがあった場合にご参考として下さい。

記

河川敷地占用許可準則における占用施設の考え方については、「河川敷地占用許可準則の一部改正について（平成17年3月28日国河政第140号）」において、「占用施設をその性格に応じて、第一号から第八号までの8つに分類し、各号の具体的な施設名の例示の追加又は削除を行ったが、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的となりうることに変わりはない。」と明示されているところです。

駐輪場については、当該施設の公共性等を勘案して、例えば、「その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として位置づけるなど、現行基準の中で整理することが可能です。

以上